

## 1. 山行の分類

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 定例山行   | 会の行事として原則として定期総会で決めたもの  |
| (2) グループ山行 | 会員全体に呼びかけて行う山行          |
| (3) 自主山行   | 親しい仲間や或いは他の団体・グループで行う山行 |
| (4) 個人山行   | 日頃のトレーニングとして登るもの        |

## 2. 山行のランク 基本的に体力でランクづけし、数値または☆の数で表す。

ランク(r) はルート定数(R)を10で割った値とする。

- |      |                |         |
|------|----------------|---------|
| ☆    | rが1.0以下。       | 軽い山行    |
| ☆☆   | rが1.0以上、2.5未満。 | 普通の山行   |
| ☆☆☆  | rが2.5以上、3.5未満。 | やや健脚向山行 |
| ☆☆☆☆ | rが3.5以上。       | 健脚向山行   |

必要に応じ技術的難度を表示する。

## 3. 山行計画書の提出

- ・リーダー又は代表者は、山行計画書を山行部長に提出する。  
(やまぼうしの山行計画書の書式を原則として使用)
- ・Eメールでの提出はやまぼうし事務局へ (info@yamaboushi.ciao.jp)
- ・機関紙やホームページ等で会員に知らせる計画は実施日の2ヶ月前までに提出する
- ・未提出の山行で事故が起きた場合、労山基金は支給されない。

## 4. 山行報告書の提出

定例山行・グループ山行の報告書は1週間以内にEメールでやまぼうし事務局へ送る。  
自主山行・個人山行もホームページに掲載するよう積極的に提出すること。  
(山の紹介、楽しかったこと、ヒヤリハットなど、他の会員に役立ちます)

## 5. 定例山行・グループ山行は雨天でも原則として行う。

- ・当日の朝までに中止連絡がない場合は、集合場所に集合する。

## 6. 定例山行は原則としてマイクロバスか、公共交通機関を利用する。

## 7. 定例山行でのマイクロバス利用について

- ・参加費はバスの運行経路が100km未満の場合は3500円、  
100kmから300kmの場合は4000円、それ以上は4500円とします。
- ・当日および前日のキャンセルはキャンセル料1000円を頂きます。
- ・締切日までは原則として会員優先の申込とする。
- ・原則として、自家用車での追従は認めません。
- ・マイクロバスの会計は特別活動積立金の中で行います。

## 8. 自家用車使用の場合

- ・燃料代 走行距離 1kmにつき 20円、及び 有料道通行料 実費を合計して人数で割る。
- ・同乗者は運転者の気持ちを考えて車内で行動すること。
- ・帰りの車内での居眠り、泥で汚れた靴での乗り込みなど、常識的なことですが、お互いに注意しましょう。
- ・事故が起こった場合、当事者が入っている任意保険の範囲内とする。

## 9. 定例山行の下見代

- ・定例山行の下見代は8000円を上限として、交通費実費を支払う。
- ・自家用車使用の場合の交通費は、前項8に従う。
- ・リーダーは必要額を下見精算書に書いて会計に提出する。
- ・支払いの対象者はリーダー、サブリーダーとする。

## 10. 山行時の必携品について(次の品物は山行の時には必ず持参しましょう。)

- ・登山用雨具(上下セパレート式でゴアテックスのような透湿性のある素材)
- ・ヘッドランプ
- ・地図(国土地理院の地形図2.5万分の1など)
- ・磁石(プレートコンパス、シルバ社やスント社のものが代表的)
- ・非常食(800kcal程度。日持ちがする、かさばらない、食べやすいもの)
- ・細引きロープ(太さ5~6mm、長さ5m~10m)  
(用途は危険箇所を通過するとき、ツェルトやタープの張り綱、物干し用ロープなど)
- ・着替え
- ・健康保険証(コピーでも可)

## 11. 定例集会

定例集会是運営委員会が主催し、6、9、12、2月に開催する。

## 12. 機関誌(紙)の発行

- ・機関誌「やまぼうし」を3ヶ月に一回、6、9、12、3月に発行する。
- ・「やまぼうしだより」を毎月発行する。

## 13. 弔事について

会員および旧会員について、判明したときは速やかに三役に伝える。  
三役は会員に知らせるよう努める。(Eメール、機関誌など)  
三役は本会の名で弔電を打つことができる。

(\* 三役とは、会長、副会長、運営委員長)